

福島県棚倉町の「歴史まちづくり計画」認定！

～東北で11都市目～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき福島県棚倉町から申請があった歴史的風致維持向上計画について、6月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。



棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致
(左：棚倉城跡の土塁と桜 右：棚倉秋まつりの屋台)

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認定式の実施を当面の間延期いたします。

※別紙

- 歴史的風致維持向上計画の認定について
- 棚倉町の計画の概要

<発表記者会> 宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局

建政部 計画管理課長

計画管理課長補佐

みやした
宮下
みやもと
宮本

電話 022-225-2171（代表）

こうへい
浩平（内線 6121）

よしのぶ
祐信（内線 6132）

○歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

◇東北地方整備局管内のこれまでの認定状況

これまで、東北地方整備局管内では10都市が認定を受けており、今回の棚倉町の認定により、計11都市となります。(全国では83都市)

	市町村	認定日
1	弘前市	平成22年 2月 4日
2	白河市	平成23年 2月 23日
3	多賀城市	平成23年 12月 6日
4	鶴岡市	平成25年 11月 22日
5	国見町	平成27年 2月 23日
6	磐梯町	平成28年 1月 25日
7	桑折町	平成28年 3月 28日
8	大館市	平成29年 3月 17日
9	横手市	平成30年 7月 11日
10	盛岡市	平成30年 11月 13日
11	棚倉町	令和 2年 6月 24日

○棚倉町の計画の概要

棚倉町歴史的風致維持向上計画(福島県棚倉町 認定申請日 R2.3.31)

第2代棚倉藩主丹羽長重が築城した「棚倉城」の城跡である国指定の史跡「棚倉城跡」や陸奥一宮である「馬場都々古別神社」の周辺地域において、江戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神社に伝えられている神楽や例大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等が位置づけられています。



【棚倉秋まつりの屋台】

※歴史まちづくり法の概要については、下記ホームページをご参照下さい。

・国土交通省 HP: http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html